

旅 費 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本展示会協会（以下、「日展協」という。）の役員及び日展協事務局員（以下、「事務局員」という。）ならびに日展協が依頼した者が日展協の用務のため旅行する場合（以下「出張」という。）の旅費は、この規程により支給する。ただし、総会、新年会懇親会、理事会等の定例行事は除く。

(出張の区分と旅費の種類)

第 2 条 出張は、国内出張と海外出張の 2 区分とし、旅費の種類は、内国旅費と外国旅費とする。

(旅費の支給)

第 3 条 役員及び事務局員が出張を命じられた場合、その者に対して旅費を支給する。
2 役員及び事務局員以外の者が日展協の要請に応じて出張する場合は、これに必要とする旅費の全部または一部を負担することができる。その際、支給する旅費は別表 3 の事務局員に準ずる。但し、本人の所属や役職又は社会的地位等を考慮して決定する場合もある。
3 旅費は、特別の事由がない限り、事前にその概算額を支給する。ただし、近距離の日帰り出張は、精算払いとする。

(出張命令等)

第 4 条 旅費は出発前所定の手続きを行うことにより概算にて前渡しする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、第 2 条の区分と種類により、原則として発着地を勤務場所とし、目的地まで経済的、かつ、効率的な行程に従い計算しなければならない。但し、業務上の必要または天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合は、実際の経路及び方法によって計算する。

(旅費の精算)

第 6 条 出張者は、旅行の終了後速やかに、概算払いを受けた旅費を各々の定めに従い精算しなければならない。

第 2 章 内国旅費

(出張命令等と承認)

第 7 条 出張命令等は、別紙（様式 A-1）により、事前に総務委員長の承認を得るものとする。

(旅費の請求)

第 8 条 出張命令等を受けた出張者は、これに必要とする旅費を別紙（様式 A-2）により請求する。

(旅費の種類)

第9条 国内出張のために支給する旅費の種類は、交通費・日当及び宿泊料とする。

(交通費)

第10条 交通費は、鉄道賃・航空賃の実費とし、その区別は別表1による。但し、会長はグリーン席又はビジネス席を選択できることとする。

2 交通費は、切符等の現物をもって代えることができる。

(日当)

第11条 日当は、旅行日数に応じて別表1により支給する。

2 日当には食事代と都内及びその周辺への移動費及び保険料を含む。

3 片道50キロメートル未満の日帰り出張の場合には、日当を支給しない。

4 片道50キロメートル以上100キロメートル未満の日帰り出張の場合は、定額の2分の1に相当する額の日当を支給する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、旅行中の越夜数（車中泊を除く）に応じて別表1により支給する

2 既定の宿泊料を上回る場合は、実費精算とする。

第3章 外国旅費

(出張命令等と承認)

第13条 出張命令等は別紙（様式B-1）により、事前に総務委員長の承認を得るものとする。

(旅費の請求)

第14条 出張命令等を受けた出張者は、これに必要とする旅費を別紙（様式B-2）により請求するものとする。

(旅費の種類)

第15条 国外出張のために支給する旅費の種類は、交通費・日当・宿泊料とする。

(交通費)

第16条 交通費は、航空賃のエコノミー運賃とする。

但し、会長はビジネスクラスを選択することができることとする。

2 交通費は、切符等の現物をもって代えることができる。

(日当)

第17条 日当は、旅行日数に応じて、別表2により支給する。

2 日当には食事代を含む。

3 外国出張の出発日及び帰着日の日当は、外国旅費を適用する。

4 1日の旅行で日当について定額を異にする場合は、額の多いほうの日当を支給する。

(宿泊料)

第18条 宿泊料は、別表2により支給する。但し、物価の高い地区での宿泊費について

は、実費精算とする。

(改廃)

第 19 条 この規程の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 10 日から適用する。

改定 平成 28 年 11 月 22 日

改定 令和 7 年 10 月 27 日

別表 1 (国内出張)

(単位：円)

役 職	備考	鉄道	航空	宿泊料	日当
役 員	委員長	実費	実費	18,000	8,000
事務局長、事務局次長	委員	〃	〃	17,000	6,000
事務局員		〃	〃	14,000	4,000

別表 2 (海外出張)

(単位：円)

役 職	備考	視察団同行の場合	個別出張の場合	
		日当	日当	宿泊
役 員	委員長	15,000	17,000	28,000
事務局長、事務局次長	委員	13,000	15,000	26,000
事務局員		10,000	10,000	21,000

別表 3 (役職区分)

役 職		
役 員	会長、副会長、理事、監事	
委員長	各委員会委員長	
委員	各委員会委員	
事務局	事務局長、事務局次長	
事務局	事務局員	